

事業該当可能性チェックリスト（個人用）

※このチェックリストですべてを判定するものではありません。参考としていただくものです。

1 住宅用太陽光発電設備

| 項目 | はい | いいえ |
|--|----|-----|
| (1) 太陽光発電設備を設置する | | |
| (2) 太陽光発電設備で発電した電力の売電はFIT,又はFIP制度の認定を取得しない | | |
| (3) Jクレジット制度への登録を行わない | | |
| (4) 太陽光発電設備が補助対象経費に含まれている国の補助金の申請をしていない、又は予定していない | | |
| (5) 設置場所は自ら居住し、所有（同居の親族の所有を含む）する市内の戸建て住宅（専用住宅であり、併用住宅を除く）である（新築を含む） | | |
| (6) 対象設備の設置工事に関する見積もりを2者以上から取得している | | |
| (7) 対象設備の設置工事の契約は令和8年4月14日以降である | | |
| (8) 脱炭素関連事業者に対象設備の施工を依頼する（脱炭素関連事業者は愛知県内の事業者に限られ、市の登録が必要となります） | | |
| (9) 実績報告時までに岡崎市地産地消再エネ事業者が提供する地産電力メニューを契約する。供給開始日は令和9年2月26日以前である。（R8.5.11現在、該当する事業者は「おいでんエネルギー株式会社」1社です） | | |
| (10) 実績報告時までに発電した余剰電力は岡崎市地産地消再エネ事業者と売電契約をする。買取開始日は令和9年2月26日以前である。（R8.5.11現在、該当する事業者は「おいでんエネルギー株式会社」1社です） | | |
| (11) 発電量は、太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格規格の合計値の低い方として、10kW未満の設備である | | |
| (12) 太陽光発電設備の発電電力等の計測器を設置する | | |
| (13) 発電する電力量の30%以上を自宅で消費する | | |
| (14) 自己託送を行わない | | |
| (15) 設置した翌年度から3年間、発電量、売電量、自家消費量など市へ報告する | | |
| (16) 設置工事の21日以上前に申請書を提出できる | | |
| (17) 当該年度の2月26日までに事業を完了及び実績報告を提出することができる | | |
| (18) 実績報告時に対象設備の設置場所に住民登録されている | | |

すべて、「はい」の場合は太陽光発電システムの申請が可能です。ただし、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。

「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。

太陽光発電システムの申請が可能な場合で、蓄電池を同時設置する場合は、引続きチェックリストで確認ください。（太陽光発電システムの申請ができない場合は、住宅用蓄電システム（重点加速化事業加算）は該当しません。住宅用蓄電システムについては、申請できる可能性があります。）

2-ア 住宅用定置用リチウムイオン蓄電システム（重点加速化事業活用型）

| 項目 | はい | いいえ |
|---|----|-----|
| (1) 1でチェックした太陽光発電設備の付帯設備である（太陽光発電設備と同時設置であり、1住宅用太陽光発電設備のチェックリストは全て「はい」であった） | | |
| (2) 20kWh未満の蓄電池である | | |
| (3) 国実施要領別紙2中2ア（イ）に定める交付要件を満たす住宅用定置用リチウム蓄電システムである | | |
| (4) 国の補助事業における補助対象機器としてSIIにより登録されている | | |
| (5) 導入価格（工事費込み、税抜き）が蓄電容量に対して14.1万円/kWh以下である 補助対象経費（円）【※1】÷蓄電容量（kWh）【※2】≤141,000円 ※1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（別表1-4・対象設備）に掲げる費用 ※2 一般社団法人 環境共創イニシアチブの蓄電システム登録製品一覧の蓄電容量を使用すること | | |
| (6) 住宅用定置用リチウムイオン蓄電池が対象経費に含まれている国の補助金の申請をしていない、又は予定していない（例 DR補助金） | | |
| (7) 設置場所は自ら居住し、所有（同居の親族の所有を含む）する市内の戸建て住宅（専用住宅であり、併用住宅を除く）である（新築を含む） | | |
| (8) 対象設備の設置工事に関する見積もりを2者以上から取得している | | |
| (9) 対象設備の設置工事の契約は令和8年4月日以降である | | |
| (10) 脱炭素関連事業者に対象設備の施工を依頼する（脱炭素関連事業者は愛知県内の事業者に限られ、市の登録が必要となります） | | |
| (11) 停電時のみに利用する非常用予備電源でない | | |
| (12) 設置工事の21日以上前に申請できる | | |
| (13) 当該年度の2月26日までに事業を完了し、実績報告を提出することができる | | |
| (14) 実績報告時に対象設備の設置場所に住民登録されている | | |

すべて、「はい」の場合は住宅用定置用蓄電システム（重点対策加速化事業）の申請及び、住宅用定置用蓄電システム（岡崎産再エネ電気活用型）との併用申請が可能です。ただし、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。

「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。

2-イ 住宅用定置用リチウムイオン蓄電システム（岡崎産再エネ電気活用型）

| 項目 | はい | いいえ |
|--|----|-----|
| (1) 太陽光発電設備と同時に導入又は太陽光発電設備が既に設置されている | | |
| (2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領に定める設備の要件を満たす住宅用定置用リチウムイオン蓄電システムである | | |
| (3) 国の補助事業における補助対象機器として SII により登録されている | | |
| (4) 設置場所は自ら居住し、所有（同居の親族の所有を含む）する市内の戸建て住宅（専用住宅であり、併用住宅を除く）である（新築を含む） | | |
| (5) 実績報告時までに岡崎市地産地消再エネ事業者が供給する岡崎産再エネ電気と契約する。供給開始日は令和 9 年 2 月 26 日以前である。 | | |
| (6) 実績報告時までに太陽光発電設備により発電した余剰電力については岡崎市地産地消再エネ事業者と売電契約を締結する。買取開始日は令和 9 年 2 月 26 日以前である。 | | |
| (7) 停電時のみに利用する非常用予備電源でない | | |
| (8) 設置工事の 21 日以上前に申請できる | | |
| (9) 当該年度の 2 月 26 日までに事業を完了し、実績報告を提出することができる | | |
| (10) 実績報告時に対象設備の設置場所に住民登録されている | | |

すべて、「はい」の場合は住宅用定置用蓄電システム（岡崎産再エネ電気活用型）の併用申請が可能です。ただし、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。

「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。

2-ウ 住宅用定置用リチウムイオン蓄電システム

| 項目 | はい | いいえ |
|---|----|-----|
| (1) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領に定める設備の要件を満たす住宅用定置用リチウムイオン蓄電システムである | | |
| (2) 国の補助事業における補助対象機器として SII により登録されている | | |
| (3) 設置場所は自ら居住し、所有（同居の親族の所有を含む）する市内の戸建て住宅（専用住宅であり、併用住宅を除く）である（新築を含む） | | |
| (4) 住宅用定置用リチウム蓄電システム（重点加速化事業）又は（岡崎産再エネ電気活用型）の申請を行わない | | |
| (5) 停電時のみに利用する非常用予備電源でない | | |
| (6) 設置工事の 21 日以上前に申請できる | | |
| (7) 当該年度の 2 月 26 日までに事業を完了し、実績報告を提出することができる | | |
| (8) 実績報告時に対象設備の設置場所に住民登録されている | | |

すべて、「はい」の場合は住宅用定置用蓄電システムの申請が可能です。ただし、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。

「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。

3 電気自動車等充給電設備（V2H）

| 項目 | はい | いいえ |
|---|----|-----|
| (1) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領に定める設備の要件を満たす電気自動車等充給電設備（V2H）である | | |
| (2) 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されている | | |
| (3) 設置場所は自ら居住し、所有（同居の親族の所有を含む）する市内の戸建て住宅（専用住宅であり、併用住宅を除く）である（新築を含む） | | |
| (4) 実績報告時までに岡崎市地産地消再エネ事業者が供給する岡崎産再エネ電気と契約する。供給開始日は令和 9 年 2 月 26 日以前である。 | | |
| (5) 設置工事の 21 日以上前に申請できる | | |
| (6) 当該年度の 2 月 26 日までに事業を完了し、実績報告を提出することができる | | |
| (7) 実績報告時に対象設備の設置場所に住民登録されている | | |

すべて、「はい」の場合は電気自動車等充給電設備（V2H）の申請が可能ですが、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。

「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。

4-ア 太陽熱利用システム（強制循環型）

| 項目 | はい | いいえ |
|---|----|-----|
| (1) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領に定める設備の要件を満たす太陽熱里恵用システム（強制循環型）である | | |
| (2) 一般社団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの | | |
| (3) 設置場所は自ら居住し、所有（同居の親族の所有を含む）する市内の戸建て住宅（専用住宅であり、併用住宅を除く）である（新築を含む） | | |
| (4) 設置工事の 21 日以上前に申請できる | | |
| (5) 当該年度の 2 月 26 日までに事業を完了し、実績報告を提出することができる | | |
| (6) 実績報告時に対象設備の設置場所に住民登録されている | | |

すべて、「はい」の場合は太陽熱利用システム（強制循環型）の申請が可能です。ただし、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。

「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。

4-イ 太陽熱利用システム（自然循環型）

| 項目 | はい | いいえ |
|---|----|-----|
| (1) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領に定める設備の要件を満たす太陽熱里恵用システム（自然循環型）である | | |
| (2) 一般社団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの | | |
| (3) 設置場所は自ら居住し、所有（同居の親族の所有を含む）する市内の戸建て住宅（専用住宅であり、併用住宅を除く）である（新築を含む） | | |
| (4) 設置工事の 21 日以上前に申請できる | | |
| (5) 当該年度の 2 月 26 日までに事業を完了し、実績報告を提出することができる | | |
| (6) 実績報告時に対象設備の設置場所に住民登録されている | | |

すべて、「はい」の場合は太陽熱利用システム（自然循環型）の申請が可能です。ただし、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。

「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。

5 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)

| 項目 | はい | いいえ |
|---|-----|-----|
| (1) 次のいずれかの要件を満たす」ZEHである。 ①国が実施する、みらい住宅 2026 事業における GX 志向型住宅として交付決定等を受けている ②国が実施する、戸建住宅、集合住宅の ZEH 化・省 CO ₂ 化促進事業における、新築戸建住宅の ZEH・ZEH+化支援に係る ZEH+として交付決定等を受けている | | |
| (2) 住宅用太陽光発電設備（重点対策加速化事業活用型）、住宅用定置用リチウムイオン蓄電池システム（重点対策加速事業活用型）と合わせて申請する場合は、補助対象経費が国の補助対象経費と重複していない。 | ここ？ | |
| (3) 太陽光発電システムを設置する場合は、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領に定める設備の要件を満たしている | | |
| (4) 設置場所は自ら居住し、所有（同居の親族の所有を含む）する市内の戸建て住宅（専用住宅であり、併用住宅を除く）である（新築を含む） | | |
| (5) 実績報告時までに岡崎市地産地消再エネ事業者が供給する岡崎産再エネ電気と契約する。供給開始日は令和 9 年 2 月 26 日以前である。 | | |
| (6) 実績報告時までに太陽光発電設備により発電した余剰電力については岡崎市地産地消再エネ事業者と売電契約を締結する。買取開始日は令和 9 年 2 月 26 日以前である。 | | |
| (7) 設置工事の 21 日以上前に申請できる | | |
| (8) 当該年度の 2 月 26 日までに事業を完了し、実績報告を提出することができる | | |
| (9) 実績報告時に対象設備の設置場所に住民登録されている | | |

すべて、「はい」の場合はネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの申請が可能です。ただし、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。

「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。

6 既存建築物断熱改修（重点加速化事業活用型）

| 項目 | はい | いいえ |
|--|----|-----|
| (1) 国実施要領別紙2中2エ(ナ)に定める交付要件を満たす既存建築物断熱改修である | | |
| (2) 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」の補助対象製品である。 | | |
| (3) 別表6-1「既存住宅断熱改修要件」に該当する | | |
| (4) 対象同じ断熱改修が対象経費に含まれている国の補助金の申請をしていない、又は予定していない | | |
| (5) 補助対象部位に、国庫を財源とする他の負担金又は補助金を受けたものが含まれていない。 | | |
| (6) 設置場所は自ら居住し、所有する市内の戸建て住宅（専用住宅であり、併用住宅を除く）である。（同居の親族の所有は不可） | | |
| (7) 実績報告時までには岡崎市地産地消再エネ事業者が供給する岡崎産再エネ電気と契約する。供給開始日は令和9年2月26日以前である。 | | |
| (8) 対象設備の設置工事に関する見積もりを2者以上から取得している | | |
| (9) 対象設備の設置工事の契約は令和8年4月14日以降である | | |
| (10) 脱炭素関連事業者に対象設備の施工を依頼する（脱炭素関連事業者は愛知県内の事業者に限られ、市の登録が必要となります） | | |
| (11) 設置工事の21日以上前に申請できる | | |
| (12) 当該年度の2月26日までに事業を完了し、実績報告を提出することができる | | |
| (13) 実績報告時に対象設備の設置場所に住民登録されている | | |

すべて、「はい」の場合は既存建築物断熱改修（重点対策加速化事業）の申請が可能です。ただし、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。

「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。

別表6-1（既存住宅断熱改修要件）

| 対象となる工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・居間又は主たる居室を中心に、回収する部位別に定めた改修率要件を満たした改修をすること。 ※主たる居室とは、就寝以外で在室が長い居室のこと ※改修率要件は「エネルギー計算結果早見表」を参照とすること ・過去に、既存住宅断熱改修工事に関する本補助金を受けた住宅でないこと | | | | | | | | | |
|----------------------|---|----------|--|--|----|----|---|-------|-------|-------|
| 補助対象となる製品（窓・ガラス・断熱材） | <ul style="list-style-type: none"> ・環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」の補助対象製品（未使用品）であること ・断熱材については、次のいずれの要件を満たすこと。 <p>(1)下表の性能値を満たすこと（重ね貼り可）</p> <p>部位別の必要性能値</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">熱抵抗値（R値）</th> </tr> <tr> <th>天井</th> <th>外壁</th> <th>床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.7以上</td> <td>2.7以上</td> <td>2.2以上</td> </tr> </tbody> </table> | 熱抵抗値（R値） | | | 天井 | 外壁 | 床 | 2.7以上 | 2.7以上 | 2.2以上 |
| 熱抵抗値（R値） | | | | | | | | | | |
| 天井 | 外壁 | 床 | | | | | | | | |
| 2.7以上 | 2.7以上 | 2.2以上 | | | | | | | | |

(2)熱伝導率（λ値）が0.042以上の断熱材（グレードがD4のものは、天井断熱工事に用いる吹き込み断熱材とすること

補助対象となる製品（玄関ドア）

- ・窓・ガラス・断熱材による改修と同時に導入すること
- ・次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、欄間付き、袖付きの玄関ドアは補助対象外とする
- (1) 熱還流率が4.7W/(m²・K)以下であること
- (2) 熱還流率を示すことができない場合は、戸と枠の組合せが下表のとおりであること

補助対象となる戸と枠の組合せ

| 戸の仕様 枠の仕様 | 金属製高断熱フラッシュ構造 | 金属製断熱フラッシュ構造 | 金属製フラッシュ構造 | 金属製ハニカムフラッシュ構造 | 金属製又はその他 |
|--------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | (複層ガラス又はガラスなし) | (複層ガラス又はガラスなし) | (複層ガラス又はガラスなし) | (複層ガラス又はガラスなし) | (複層ガラス又はガラスなし) |
| 金属製断熱構造 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 樹脂と金属の複合材料製 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 金属製又はその他 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |

※金属製高断熱フラッシュ構造の戸：金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸のうち、戸の厚さ60mm以上のものをいう。

※金属製断熱フラッシュ構造の戸：金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸をいう。

※金属製フラッシュ構造の戸：金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の戸をいう。

※金属製ハニカムフラッシュ構造の戸：金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の戸をいう。

※金属製熱遮断構造の枠：金属製の建具で、その枠及び框等の中間部を樹脂等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。

改修する居室等と部位

- ・改修率は、延べ床面積に占める補助対象床面積の合計とし、次のとおりとする
改修率(%) = 補助対象床面積合計(m²) / 延べ床面積(m²) × 100
- ・最低改修率は、改修する部位別に下表のとおりとする

エネルギー計算結果早見表

| 組合せ番号 | 改修部位数 | 改修部位 | | | | 最低改修率(%) | |
|-------|-------|----------|--|-----|----|----------|----|
| | | 窓・ガラス | | 断熱材 | | | |
| 1 | 4部位 | 窓・ガラスの改修 | | 天井 | 外壁 | 床 | 25 |

| | | | | | | |
|----|------|----------|----|----|---|-------|
| 2 | 3 部位 | 窓・ガラスの改修 | 天井 | 外壁 | | 2 5 |
| 3 | | | 天井 | 外壁 | 床 | 2 5 |
| 4 | | 窓・ガラスの改修 | | 外壁 | 床 | 2 5 |
| 5 | | 窓・ガラスの改修 | 天井 | | 床 | 2 5 |
| 6 | 2 部位 | | 天井 | 外壁 | | 2 5 |
| 7 | | | 天井 | | 床 | 2 5 |
| 8 | | 窓・ガラスの改修 | 天井 | | | 2 5 |
| 9 | | 窓の改修 | | 外壁 | | 4 0 |
| 10 | | ガラスの改修 | | 外壁 | | 4 0 |
| 11 | | | | 外壁 | 床 | 4 0 |
| 12 | | 窓の改修 | | | 床 | 4 0 |
| 13 | | ガラスの改修 | | | 床 | 4 0 |
| 14 | | 窓の改修 | | | | 1 0 0 |

・居間又は主たる居室を含まない改修は、最低改修率を満たしていても補助対象とはならない

・補助対象とする改修部位については、原則、改修する居室等の外気に接する部分全てに設置・施工する。また、外気に接する部分のみを補助対象とする

・玄関外皮の窓、ガラスを改修する場合は、玄関ドアと一体でない窓・ガラスの改修を必要とする。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修を要件としない。

改修の工
法・施工等

(1)窓・ガラスの工法及び施工

ア 窓・ガラスの改修は、窓そのものを補助対象製品とする工法（カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付のいずれか）又は、ガラスを補助対象製品とする工法（ガラス交換）とする。

※カバー工法窓取付とは、既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける工法のこと。

※ガラス交換は、熱貫流率（U_g 値）1.5 以下の製品（グレードが G0 又は G1）に限り補助対象とする。

イ 以下の窓・ガラスは改修を要件としない。

(ア) 換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）

(イ) 300mm×200mm以下のガラスを用いた窓

(ウ) 換気を目的としたジャロジー窓

(エ) ガラスブロック

ウ テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としない。ただし、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品（テラスドア、勝手口ドアの名称で登録されているものに限る）を用いて改修する場合は補助対象とする。なお、採風・通風タイプは製品名に「採風・通風」とあるものが使用されているものを補助対象とする。

エ 天窓は改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いて改修する場合は補助対象とする。

| | |
|--------------------|--|
| | <p>(2) 断熱材の施工</p> <p>ア 天井改修は、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井及び外気に接する天井の全てを改修する必要がある。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修を要件としない（天井全体面積の最大15%まで）。</p> <p>イ 床改修は、改修する居室等の外気に接する床（張出し床、ガレージ上、アルコープ等）及び外気に通じる床裏に接する床（その他の床、と呼びます。）を全て改修する必要がある。ます。ただし、改修する居室等に浴室及び玄関等を含む場合、土間床は改修を要件としない。</p> <p>(3) 玄関ドアの改修</p> <p>補助対象となる製品（玄関ドア）に記載されている要件を満たす製品を使用すること。</p> |
| <p>既設断熱材・窓・ガラス</p> | <p>交付申請時に既に取り付けてあるガラス・窓・断熱材が環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」の補助対象製品である場合、以下の証明書を提出することで、その部分の改修要件としないことができる。ただし、既に取り付けてあるガラス・窓・断熱材に係る経費は補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士による証明書 ・ 建築士免許証の写し ・ 該当する製品の出荷証明書又は施工証明書等 ・ 該当する全ての箇所の現況写真 ・ その他市長の求めるもの |

7 家庭用燃料電池システム（重点加速化事業活用型）

| 項目 | はい | いいえ |
|---|----|-----|
| (1) 国実施要領別紙 2 中 2 エ（ヌ）に定める交付要件を満たす家庭用燃料電池システムである | | |
| (2) 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池である。 | | |
| (3) 一般社団法人燃料電池普及促進協会のより登録されている | | |
| (4) 燃料電池システムが対象経費に含まれている国の補助金の申請をしていない、又は予定していない | | |
| (5) 設置場所は自ら居住し、所有（同居の親族の所有を含む）する市内の戸建て住宅（専用住宅であり、併用住宅を除く）である（新築を含む） | | |
| (6) 実績報告時までに岡崎市地産地消再エネ事業者が供給する岡崎産再エネ電気と契約する。供給開始日は令和 9 年 2 月 26 日以前である。 | | |
| (7) 対象設備の設置工事に関する見積もりを 2 者以上から取得している | | |
| (8) 対象設備の設置工事の契約は令和 8 年 4 月 14 日以降である | | |
| (9) 脱炭素関連事業者に対象設備の施工を依頼する。（脱炭素関連事業者は愛知県内の事業者に限られ、市の登録が必要となります） | | |
| (10) 設置工事の 21 日以上前に申請できる | | |
| (11) 当該年度の 2 月 26 日までに事業を完了し、実績報告を提出することができる | | |
| (12) 実績報告時に対象設備の設置場所に住民登録されている | | |

すべて、「はい」の場合は家庭用燃料電池システム（重点対策加速化事業）の申請が可能です。ただし、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。

「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。